日本芸術院の会員選考に関する検討会議 取扱要項

令和3年1月13日 文部科学大臣決定

1. 趣旨

日本芸術院は、「芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関」(日本芸術院令第1条)として、文化庁に置かれた特別の機関(文部科学省設置法第23条)であり、3つの部会と16の芸術分野で構成されている。

会員選考にあたっては、各部会に所属すべき会員候補者を各部会員が推薦し、部会内の選挙によって過半数の得票を得た者を総会で承認し、院長の申出により、文部科学大臣が任命を行っている。

このたび、外部有識者による「日本芸術院の会員選考に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)において、会員の在り方や、多様化した文化芸術を反映した分野の拡充、会員選考の際の外部意見の反映方法等について検討を行う。

(参考) 日本芸術院の組織

第1部[美術]①日本画、②洋画、③彫塑、④工芸、⑤書、⑥建築

第2部 [文芸] ⑦小説·戯曲、⑧詩歌、⑨評論·翻訳

第3部[音楽・演劇・舞踊]⑩能楽、⑪歌舞伎、⑫文楽、⑬邦楽、⑭洋楽、⑮舞踊、⑯演劇

2. 検討事項

- (1) 日本芸術院の会員の在り方に関する事項
- (2) 日本芸術院の分野の拡充に関する事項
- (3) 日本芸術院の会員選考にあたっての外部からの意見反映方法に関する事項
- (4) その他必要な事項

3. 開催方法

- (1)検討会議は、別紙に掲げる委員で組織する。
- (2)検討会議には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3)検討会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めるものとする。
- (4)検討会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を含む事項を扱う場合その他 正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、会議の合意を得て 非公開とすることができる。

4. 設置期間

令和3年1月13日~令和4年3月31日

5. その他

検討会議の庶務は、関係各課室の協力を得て、文化庁参事官(芸術文化担当)に おいて処理する。

日本芸術院の会員選考に関する検討会議 委員名簿

(敬称略・五十音順・令和3年5月12日現在)

おおさか え り こ 国立新美術館長 後 坂 恵理子 国立新美術館長

^{おかじま} ひ^{さし} 国立映画アーカイブ館長

おかむろ みなこ 早稲田大学演劇博物館館長 室 美奈子

^{おざき まさあき} 茨城県近代美術館長(座長)

かじゃ けんじ 東京大学大学院総合文化研究科教授

くさなぎ なっこ 平塚市美術館特別館長

さわ かずき 東京藝術大学長

しま あっひこ 島 敦 彦 国立国際美術館長

たてはた あきら 多摩美術大学長(副座長)

ばんどう あゃこ 演劇評論家

やなぎはら まさき 京都国立近代美術館長(副座長)(令和3年4月29日御逝去)

ゃ_{まね} もとよ 山 根 基 世 ジャーナリスト

【オブザーバー】

たかしな しゅうじ 日本芸術院長

^{すみかわ} きいち 日本芸術院第一部長

か が だ なとひこ 日本芸術院第二部長

の む ら 葉ん 日本芸術院第三部長